平成１６年７月２１日
長崎県警察本部訓令第32号
最終改正　平成28年７月１日

長崎県警察情報処理能力検定に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成５年警察庁訓令第１号）に定めるもののほか、長崎県警察情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第２条　能力検定は、長崎県警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位）

第３条　能力検定の級位は、初級及び中級とする。

２　能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

（能力検定の実施）

第４条　能力検定は、各級とも警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

２　能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（合格者台帳への記載）

第５条　本部長は、能力検定に合格した者を情報処理能力検定合格者台帳（以下「合格者台帳」という。）に記載するものとする。

２　前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができるものとする。

（特例）

第６条　本部長は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができるものとする。

（委任等）

第７条　この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、別に定める。

２　本部長は、その指定する者に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

附　則

この訓令は、平成16年７月21日から施行する。

附　則（平成28年長崎県警察本部訓令第22号）

１　この訓令は、平成28年７月15日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に効力を有する長崎県警察情報処理能力検定に合格している者は、この訓令の規定による当該検定の種別に相当する種別の検定に合格したものとみなす。

別表（第３条関係）

級位	知　識　及　び　技　能
初級	１　長崎県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年長崎県警察本部訓令第38号）第１条に定める長崎県警察情報システム等（以下「警察情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの
中級	１　情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 ２　情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの